

**公立大学法人広島市立大学会計監査人の選任に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和5年7月10日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

公立大学法人広島市立大学会計監査業務

(2) 業務内容

別添「公立大学法人広島市立大学会計監査業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）
のとおり。

業務実施に係る具体的な手段・方法については、受託者の提案と裁量に委ねるものとする。

(3) 契約期間

契約締結の日から締結日の属する事業年度（令和5年度）の財務諸表についての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとする。

ただし、法第39条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（令和6年度）及び翌々事業年度（令和7年度）についても再任するものとする。

(4) 事業費

本業務に係る費用は、924万円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(5) 契約担当課

広島市企画総務局行政経営部行政経営課（本庁舎9階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2043 FAX 082-504-2372

E-Mail gyousei@city.hiroshima.lg.jp

(6) 最終候補者の選定方法

公募型プロポーザルを実施し、最終候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、公立大学法人広島市立大学会計監査人の選任に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

2 応募資格

次の各号に掲げる要件を満たしていること。

(1) 公認会計士又は監査法人であること。

- (2) 法第37条第3項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルタント業務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02調査・研究」に登録されている者であること。
- (5) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 公示の日から選任日までの間いずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (7) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市ホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の総合トップページ内の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和5年度 方式・案件名」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和5年8月10日（木）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

前記1(5)の契約担当課

4 参加申込

(1) 申込期間

公示日から令和5年7月27日（木）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

参加表明書（様式1）を持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和5年7月27日（木）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

前記1(5)の契約担当課

ウ 提出方法

質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、前記1(5)の契約担当課において令和5年8月10日(木)までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年8月10日(木)午後5時まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

7 最終候補者の選定

(1) 企画提案書の審査

公立大学法人広島市立大学会計監査人選定委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、すべての参加者に書面で通知する。

8 会計監査人の選任

市長は、最終候補者として選定された者を公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の会計監査人に選任する。任期は、選任日の属する事業年度（令和5年度）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとする。ただし、法第39条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（令和6年度）及び翌々事業年度（令和7年度）についても再任するものとする。

9 契約の締結

市長は、会計監査人を選任した旨の通知を法人に対して行い、法人は、選任された会計監査人と契約を締結する（令和5年9月～10月上旬頃を予定）。今回の選任は、令和5年度から令和7年度までの複数事業年度に係る候補者の選定になるが、法人との契約は単事業年度契約となる。なお、令和6年度及び令和7年度の契約は令和5年度のものを基本とするが、業務内容に応じて契約内容の変更を行うことがある。

10 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 次に掲げる応募は、無効とする。
 - ア 本件公示に示した応募資格のない者がした応募
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募
- (3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。